

令和8年第2回総会

山武市農業委員会会議録

令和8年2月5日 開会

令和8年2月5日 閉会

令和8年第2回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年2月5日(木)午後3時30分
場 所 山武市役所 第6会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知
議 事 議案
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
(3) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
(4) 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について(一括契約)
(5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
(6) 青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員(14名)

欠席委員(2名)

出席農地利用最適化推進委員(17名)

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

出席事務局職員(4名)

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
日程第9 議案第6号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和8年2月5日 山武市農業委員会 議長 今 関 良 知

◎開会

議長

これから令和8年第2回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号7番齊藤委員及び議席番号9番石井委員を指名します。

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

通知の概要を事務局が報告いたします。

(事務局報告)

議長

報告が終わりました。

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

なお、委員の説明、報告等についての御発言につきましては着席のままお願いいたします。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

お聞きのとおり本日の3条申請は36案件と非常に多くなっております。会議の円滑な進行に御協力をお願いします。

それでは、審議に入ります。

それぞれの案件について調査を実施しておりますので、担当委員から調査結果の報告を求めます。

申請番号1の報告を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。

申請番号1について説明をいたします。

こちらは賃貸借権の設定です。メーカーの委託を受け、除草剤等の植物生育調整剤の利用開発、試験研究を行うということでございます。

譲受人でありますけれども、火山灰土で実験を行いたいということで農地を探していたところ、当該地を発見し、除草剤試験を実施したいということで、申請が提出されました。

当該地につきましては、令和7年6月3日に利用のあつせん申出があった土地で、譲渡人は、農地を耕すことができず、隣の耕作者が時々トラクターでロータリーをかけてくれる状況で管理に苦慮していた状況でした。

事業内容については、隣接耕作地の関係者への説明も終わっているということですので、地元としては問題ないと思われれます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号10番布施委員に求めます。

布施委員 議席番号10番の布施でございます。
ただいま鈴木推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地を確認して、問題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可することに、御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号2の報告を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木でございます。
申請番号2について説明いたします。
こちらは親子間の使用貸借権の設定でございます。
先日、現地を確認してまいりましたが、全ての農地を非常にきれいに管理されており、何ら問題はないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号10番布施委員に求めます。

布施委員 議席番号10番の布施でございます。
ただいま鈴木推進委員の御説明のとおりでございます、
私も現地確認を行いまして、問題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3の報告を川津委員に求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津でございます。
申請番号3について御説明いたします。
売買による所有権の移転です。譲受人は、ふだんからイチゴの栽培をしております。譲渡人は、相続で取得した土地ですが、勤め人のために管理ができないということでした。こちらの土地につきましては、既に譲受人が借りて利用しており、何ら問題はないと思われれます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号10番布施委員に求めます。

布施委員 議席番号10番の布施でございます。
ただいまの川津推進委員の御説明どおりでございます、
私も現場確認を行いまして、問題ないと見てまいりました。

権利者については、許可要件を全て満たしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号4の報告を川津推進委員に求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津です。
申請番号4について説明いたします。
売買による所有権の移転です。譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は利便性向上のため、今回の申請に至りました。譲受人は、それぞれの隣の所有地と併せて順次耕作していく予定とのことでした。
地元としては、特に問題はございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号10番布施委員に求めます。

布施委員 議席番号10番の布施でございます。
ただいまの川津推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認を行い、問題ないと見てまいりました。
この方は、先月も3条申請を行った方でございまして、今後、私も現場を確認に行つてまいりたいと思います。今のところは、全部きれいになっておりまして、問題ないと思います。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号5の報告を川津推進委員に求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津です。
申請番号5について説明いたします。
こちらは、使用貸借権の設定です。親子間での経営移譲であり、今後も後継者であるせがれさんのほうで農地を管理していくということです。何ら問題はないと思われます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号10番布施委員に求めます。

布施委員 議席番号10番の布施でございます。
ただいまの川津推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地の確認を行いまして、問題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号6及び7は関連する案件でございます。
お諮りいたします。申請番号6及び7を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。
申請番号6及び7は一括審議といたします。
申請番号6及び7の報告を布施推進委員に求めます。

布施推進委員

隣接地区担当推進委員の布施です。
1号議案の6番について説明させていただきます。
この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人と譲受人は今まで賃貸契約でしたが、譲渡人が高齢のため、今回売買となりました。
先日、現地を確認してまいりましたが、全ての田んぼがきれいに管理されていました。地元としても何ら問題がないと思います。どうぞよろしく申し上げます。
続いて、1号議案の7番について説明させていただきます。
この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人は高齢のため、譲受人は自分の耕作地に近いということです。
先日、現地を確認してまいりました。耕うんしたばかりでとてもきれいでした。地元としても何ら問題がないと思います。どうぞよろしく申し上げます。

議長

推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号12番廣口委員に求めます。

廣口委員

12番の廣口です。
ただいま布施推進委員のほうから報告がありましたとおりで、何ら問題ないと思われまます。
権利者につきましては、許可要件の全てを満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号6及び7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号8の報告を布施推進委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
1号議案の8番について説明させていただきます。
この申請は、使用貸借権の設定です。譲受人と譲渡人は親子関係です。譲受人は、この畑で落花生を栽培する計画だそうです。
先日、現地を確認してまいりました。畑に関しましては、いつでも耕作ができるぐらいきれいでした。地元としても何ら問題がないと思います。どうぞよろしくお願いします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。
ただいま布施推進委員が説明したとおりでありまして、何ら問題はございません。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いをいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号8を許可することに御異議のない

い方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号9の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員 隣接地区担当推進委員の櫻田です。
申請番号9について説明いたします。
これは、売買による所有権の移転です。譲渡人は、現在、
千葉市在住で御高齢ということで、物理的にも畑、田んぼの
管理が不可能とのことで、五木田近隣の農家に耕作、管理を
してもらいたい意向があり、数年前より譲受人が耕作をして
きております。今般、譲渡人より譲受人に対し、ぜひ買っ
てくれないかとの強い申入れがあり、規模拡大の意向を持っ
ていた譲受人との間で合意となりました。
周辺農家としても有効管理ができるので、全く問題はござ
いません。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。
ただいま櫻田推進委員が説明したとおりで、何ら問題はご
ざいません。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いをいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号9を許可することに御異議のな
い方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号10の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤（彰）推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。申請番号10について説明いたします。

こちらは、使用貸借権の設定となります。

親子間での経営移譲で、今後も引き続き後継者である娘さんのほうで耕作をしていくので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号1番藤田委員に求めます。

藤田委員 1番藤田でございます。ただいまの伊藤推進委員の説明のとおりでございます。権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号10を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号11の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
申請番号11番について説明いたします。
こちらでも使用貸借権の設定となります。
親子間での経営移譲ですので、今後とも後継者である息子さんのほうで農地を管理するので問題ないと思われま。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号1番藤田委員に求めます。

藤田委員 1番藤田です。
ただいまの伊藤委員の説明のとおりでございまして、権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号11を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号12の報告を今宮推進委員に求めます。

今宮推進委員 地区担当推進委員の今宮です。
申請番号12について説明いたします。
売買による所有権の移転です。譲受人は、高齢により土地の管理ができなくなってきた譲渡人からお願いされる形で、自分の耕作地に近いこともあり、今回の申請に至りました。
現地確認につきましては、きれいな状態でしたので、地元としては何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。
ただいま今宮推進委員が説明しましたとおりで、何ら問題はございません。

権利者については、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号12を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号13の報告を今宮推進委員に求めます。

今宮推進委員 地区担当推進委員の今宮です。
申請番号13について説明いたします。
売買による所有権の移転です。譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人は、相続により取得した農地を譲り渡したいためということで、多少荒れている土地もありましたが、田んぼを中心に耕作していくそうです。
地元としては問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願い致します。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。
ただいま今宮推進委員が説明しましたとおりでありまして、何ら問題はございません。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号13を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号14の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

申請番号14について説明いたします。

こちらの案件につきましては、親子間の20年間の使用貸借権の設定です。

譲受人の息子さんにつきましては、現在勤めておりますが、休みの日などを利用し、農地を管理していくということです。

現地を確認したところ、きれいに管理されておりましたので、地元としては何ら問題がないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号11番小山です。

ただいま伊藤推進委員が説明しましたとおりで、何ら問題はありません。

権利者については、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号14を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号15の報告を、佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。
申請番号15について説明いたします。
こちらは、使用貸借権の設定20年です。
親子間での経営移譲であり、今後も後継者である息子さんが引き続き農地を耕作していくそうです。
畑のほうもきれいになっておりまして、何ら問題ないと思います。
説明は以上です。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号4番小川委員に求めます。

小川委員 議席番号4番小川です。
ただいま佐瀬推進委員が説明したとおりでございます。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号15を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号16の報告を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。
番号16について説明いたします。
贈与による所有権移転です。

親子間での経営移譲で、今後も後継者である息子さんが引き続き農業経営をしていくそうです。特に問題はありません。説明は以上です。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号4番小川委員に求めます。

小川委員 4番小川です。
ただいま佐瀬推進委員の説明したとおりでございます。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号16を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号17の報告を奈良推進委員に求めます。

奈良推進委員 地区担当推進委員の奈良です。
申請番号17について御説明いたします。
こちらは、使用貸借権の設定です。
現在は、娘さんが農地を引き継いで耕作しております。
先日、私、現地確認をしまいいりました。きれいに管理されており、現地としては、何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号3番高野委員に求めます。

高野委員 議席番号3番高野です。

奈良委員と一緒に現場を見てきました。
権利者につきましては、許可要件の全てを満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号17を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号18の報告を山下推進委員に求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。
申請番号18について説明します。
こちらは親子間の経営移譲です。
全て、畑等きれいに管理して耕作されております。特に問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号3番高野委員に求めます。

高野委員 3番高野です。
権利者につきましては、許可要件の全てを満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号18を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号19の報告を山下推進委員に求めます。

山下推進委員 申請番号19について説明いたします。
こちらは、使用貸借権の設定です。
親子間での経営移譲でもあり、今後も後継者の息子さんの
ほうで農地を耕作していくそうです。何ら問題はございません
ので、よろしくをお願いします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号3番高野委員に求めます。

高野委員 議席番号3番高野です。
この件も、今、山下委員が説明したとおりで、権利者につ
きましては、許可要件の全てを満たしておりますので、御審
議よろしくをお願いします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号19を許可することに御異議のな
い方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号20の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
議案第1号、申請番号20について説明いたします。
こちらは、使用貸借権の設定です。
親子間での経営移譲であり、息子さんは農地を維持管理し
ています。地元としても何ら問題はないかと思っておりますので、

御審議よろしくお願いたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号16番林委員に求めます。

林委員 議席番号16番の林です。
ただいまの伊藤推進委員の御説明のとおりでございまして、
私も現地確認を行いまして、問題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしくお願いたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号20を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号21の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 同じく、推進委員の伊藤です。
議案第1号、申請番号21について説明いたします。
こちらは、使用貸借権の設定です。
親子間での経営移譲であり、今後も後継者である息子さんの
ほうで農地を耕作していくこととなります。
この土地も何ら問題ありませんので、御審議よろしくお願
いたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号16番林委員に求めます。

林委員 議席番号16番の林です。
ただいまの伊藤推進委員の御説明のとおりでございまして、

私も現地確認等を行いました。問題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号21を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号22の報告を川島推進委員に求めます。

川島推進委員 地区担当推進委員の川島です。
申請番号22について説明いたします。
これは、売買による所有権の移転です。譲渡人は、相続により取得したが管理できないため、また、譲受人については、こちらの田んぼを埋め立てて、冷暖房システムを備えたハウスを造り、タマネギやニンニクを作りたいということです。
現在は、横芝光町で既に同様のハウスで栽培を行っているという話でした。
この田んぼは、以前から耕作されておらず、近隣住民などから苦情が出ていた土地ですので、農地として利用されるのであれば、地元としても問題はないと思います。御審議のほどよろしく願いします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号5番上山委員に求めます。

上山委員 議席番号5番の上山です。
ただいま川島推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認等行いまして、問題ないと見てまいりました。

権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号22を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号23の報告を川島推進委員に求めます。

川島推進委員 地区担当推進委員の川島です。
申請番号23について説明いたします。
使用貸借権の設定です。
親子間での経営移譲であり、今後も後継者である息子さんのほうで農地を耕作していくそうです。
こちらも何ら問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号5番上山委員に求めます。

上山委員 議席番号5番の上山です。
ただいま川島推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認等行いまして、問題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号23を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号24の報告を小川推進委員に求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
申請番号24について説明いたします。
こちらは、使用貸借権の設定です。
親子間での経営移譲であり、今後も後継者である娘さんが農地を耕作していくそうです。何ら問題ないと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号5番上山委員に求めます。

上山委員 議席番号5番の上山です。
ただいま小川推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認等を行いまして、問題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号24を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号25の報告を小川推進委員に求めます。

小川推進委員 地区推進委員の小川です。
申請番号25について説明いたします。
使用貸借権の設定です。
親子関係での経営移譲であり、今後も後継者である娘さんが農地を耕作して管理していくそうです。
何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号5番上山委員に求めます。

上山委員 議席番号5番の上山です。
ただいま小川推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認等行いまして、問題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく願います。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号25を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号26の報告を小川推進委員に求めます。

小川推進委員 地区推進委員の小川です。
申請番号26について説明いたします。
使用貸借権の設定です。
親子間での経営移譲であり、今後も後継者である息子さんが農地を耕作し、管理していくそうです。
何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願います。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号5番上山委員に求めます。

上山委員 議席番号5番の上山です。
ただいまの小川推進委員の御説明のとおりでございまして、
私も現地確認等を行いまして、問題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号26を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号27の報告を小川推進委員に求めます。

小川推進委員 引き続き、推進委員の小川です。
申請番号27について説明いたします。
使用貸借権の設定です。
親子間での経営移譲であり、今後も後継者である息子さんが農地を管理していくそうです。
何ら問題ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号5番上山委員に求めます。

上山委員 議席番号5番の上山です。
ただいま小川推進委員の御説明のとおりでございまして、
私も現地確認等行いまして、問題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号27を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号28の報告を高宮推進委員に求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。
申請番号28について説明をします。
この申請は、親子間での経営移譲により20年間の使用貸借権を設定するということです。譲受人については、長女です。
先日、現地を確認してきました。きれいに管理されており、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号6番古川委員に求めます。

古川委員 議席番号6番古川です。
ただいまの高宮推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認等を行いまして、問題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号28を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号29の報告を高宮推進委員に求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。
申請番号29について説明します。
この申請は、親子間での経営移譲により使用貸借権を設定するということです。譲渡人は高齢のため、譲受人である長男に経営移譲するものです。
先日、現地を確認して譲受人に話を伺いました。今後も稲作、畑作の経営を継続していくということです。
きれいに管理されておりまして、何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号6番古川委員に求めます。

古川委員 議席番号6番古川です。
ただいまの高宮推進委員の御説明どおりでございまして、私も現地確認等を行いまして、問題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号29を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号30の報告を高宮推進委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。

申請番号30について説明します。

この申請は賃貸借権の設定です。譲渡人は高齢で耕作をしないため、譲受人は新規就農で養蜂を行うためです。

先日、譲受人に話を伺いました。蜂ですから、刺されたりはしないのか、集団での羽音はうるさくないのか、近くにまつおこども園がありますけども、この件でも大丈夫なのかと、近隣トラブルにならないのかといろいろ聞きましたけども、その都度、問題が起これば真摯に対応するという事なので、守ることを前提としまして許可していただければと思います。よろしく申し上げます。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号6番古川委員に求めます。

古川委員

議席番号6番古川です。

ただいまの高宮推進委員の御説明どおりでございまして、蜂ということでちょっと心配なところはあるとは思われますが、問題はないと思われまます。

権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号30を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号31の報告を加瀬推進委員に求めます。

加瀬推進委員

隣接地区担当推進委員の加瀬でございます。

申請番号31について説明いたします。

売買による所有権の移転です。譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は規模拡大及び隣接地を耕作しているため利便性がよいということで、今回の申請に至りました。

現地はきれいに管理されております。地元としても何ら問題はないと思っております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号7番齊藤委員に求めます。

齊藤委員 議席番号7番齊藤です。
今、加瀬推進委員の説明したとおりでございます。権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号31を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号32の報告を椎名推進委員に求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。
32番について御説明いたします。
こちらは、使用貸借権の設定です。
親子間による経営移譲であり、今後も息子さんがきちんと管理をしてやっていくそうですので、何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号7番齊藤委員に求めます。

齊藤委員

7番齊藤です。

今、椎名推進委員が説明したとおりで、権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号32を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。申請番号33の報告を椎名推進委員に求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。

申請番号33番について御説明いたします。

使用貸借権の設定です。

譲受人に関しましては、現在、ハウスでナスをしっかりと耕作している状態で、何ら問題はないかと思しますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号7番齊藤委員に求めます。

齊藤委員

7番齊藤です。

今、椎名推進委員が説明したとおりで、権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号33を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。申請番号34の報告を加瀬推進委員に求めます。

加瀬推進委員

隣接地区担当推進委員の加瀬です。

申請番号34について説明いたします。

こちらの案件は、10年間の使用貸借権の設定です。

現在は、後継者である譲受人が農地を引き継いで耕作しているということです。

地元としては何ら問題ないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号7番齊藤委員に求めます。

齊藤委員

7番の齊藤です。

今、加瀬推進委員さんの説明したとおりで、権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号34を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号35の報告を椎名推進委員に求めます。

椎名推進委員 隣接地区担当推進委員の椎名です。
35番について御説明いたします。
経営移譲のための親子間の使用貸借権の設定です。
何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお
願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号9番石井委員に求めます。

石井委員 議席番号9番の石井です。
ただいまの椎名推進委員の御説明のとおりでございまして、
私も先日、現地確認等を行いまして、きちんと耕作され、問
題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号35を許可することに御異議のな
い方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号36の報告を椎名推進委員に求めます。

椎名推進委員 隣接地区担当推進委員の椎名です。
36番について御説明いたします。
経営移譲のための親子間の使用貸借権の設定です。
日頃より農地の管理はしっかりやられている方ですので、
何ら問題はないかと思っておりますので、御審議のほどよろしくお
願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号9番石井委員に求めます。

石井委員 議席番号9番の石井です。
ただいまの椎名推進委員の御説明のとおりでございまして、私も先日、現地確認等を行いまして、きちんと耕作され、問題ないと見てまいりました。
権利者については、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございせんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号36を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
議案第2号、申請番号1について説明いたします。
こちらの申請は、農振農用地への現場事務所、駐車場及び資材置場の設置を目的とした使用貸借権の設定の申請です。

本日、現地を確認してきました。

譲受人は、隣接地で特別養護老人ホームを建設予定です。建設に当たり、建設予定地の一部を駐車場、資材置場を使用する予定でございましたが、工事の都合上、建設予定地ではない場所のほうがよいとのことから隣接する申請地を使用することで話がまとまったことです。

隣接の所有者の同意も得ており、地元としても、特に問題はないかと思われまます。御審議よろしく願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を古川委員に求めます。

古川委員

議席番号6番古川です。

本日、現地を確認してまいりました。

議案第2号、申請番号1についてですが、内容は先ほど伊藤推進委員が御説明したとおりです。

本件は、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われまます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めまます。

採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めまます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号2の概要説明を事務局に求めまます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木でございます。
申請番号2について説明いたします。
こちらは第2種農地への太陽光発電施設設置を目的とした申請です。
本日、現地を確認してきました。
農地としては、非常にきれいでした。譲渡人は、農地を相続したものの営農はしておらず、土地の管理に苦慮しており、譲受人に土地の活用について相談を持ちかけたところ、譲受人が購入し、太陽光発電事業を行うということで話がまとまり、申請に至ったそうです。
しかしながら、6名中3名の隣接農地所有者への説明ができておらず同意が確認できないことから、要件を満たしておらず、いかがなものかと思われまます。御審議のほどよろしく願います。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を古川委員に求めます。

古川委員 議席番号6番古川です。
本日、現地を確認してまいりました。
議案第2号、申請番号2についてですが、内容は鈴木推進委員が説明したとおりでございます。
本件は第2種農地への太陽光発電施設の建設であり、必要とされる隣接農地所有者への説明がなされておらず、同意が得られていないことから要件を満たしていないものと思われまます。
したがって、今回は保留とし、隣接農地所有者への説明があった後、再審議するのが適切かと思われまます。御審議のほどよろしく願います。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号2を保留にすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は保留とすることに決定いたしました。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

お諮りいたします。

申請番号1から8は同一事業であり、申請番号9は、この事業の関連案件でございますので、一括して審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号1から9は一括して審議いたします。

申請番号2は、議席番号6番古川委員の申請案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。よって、同委員は退出をお願いします。

(古川委員 退室)

議長

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の報告を高宮推進委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。

議案第3号、申請番号1から9について説明をいたします。こちらの申請は、1から8については令和7年1月31日付

に、9については令和5年3月29日付で千葉県から許可を受けた案件でございますが、水田への復旧工事入札で不調が続
き、復旧工事が遅れたことから、申請番号1から8については1年間、9については3か月間の期間を延長する必要が生
じたことから、変更申請するものでございます。

一時的な使用でございまして、速やかに農地に復元するとい
うことで問題はないかと思われま。御審議のほどよろしく
お願いします。

議長 状況の報告が終わりました。
現地調査の報告を齊藤委員に求めます。

齊藤委員 7番の齊藤です。
本日、現地を確認してまいりました。
議案第3号、申請番号1から9についてですが、内容は先
ほど高宮推進委員が説明したとおりです。
本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項
ただし書及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するた
め、許可相当と思われま。よろしくお願ひいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めま。本件は許可相当として意見を付すこ
とに御異議のない方の挙手を求めま。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決
定いたしました。
古川委員の案件が終わりましたので、同委員は入室願いま
す。

(古川委員 入室)

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）への意見聴取について（一括契約）を議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

（事務局説明）

議長 議案の説明が終わりました。
御意見ございますでしょうか。

（意見なし）

議長 御意見なしと認めます。
採決いたします。本議案を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

番号14は、議席番号16番林委員の案件でございます。また、番号16は、議席番号7番齊藤委員の申請案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。これにより審議の方法についてお諮りいたします。

番号1から13まで及び15を一括審議とし、その後、番号14、16をそれぞれ審議することとして、御異議ございませんか。

（異議なし）

議長 御異議なしと認めます。
この議案は、番号1から13まで及び15号を一括して審議し、その後、番号14、16をそれぞれ審議いたします。
議案の説明を事務局に求めます。

（事務局説明）

議長

議案の説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の報告を求めます。

番号1から5までの報告を布施推進委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

1番から5番まで説明させていただきます。

1番、更新です。

主要作物は、イチゴ、水稲です。本人と両親の3人で、イチゴを中心に頑張っていますのでどうぞよろしくお願ひします。

2番、更新です。

イチゴ、水稲です。妻と母の3人で、イチゴを中心に頑張っています。どうぞよろしくお願ひします。

3番、更新です。

水稲、ブロッコリー、ネギを主要に、本人と妻で水稲を中心に、緑の風にもお米、ネギを出品して頑張っています。どうぞよろしくお願ひします。

4番、新規です。

主要作物は水稲です。水稲を中心に、1人で、本年、直進アシストつきの田植機を導入して、規模拡大も目指して頑張っています。どうぞよろしくお願ひします。

5番、新規です。

水稲、トマト、メロンです。本人と両親の3人で、昨年からの市の指導の下、後継者として頑張っています。どうぞよろしくお願ひします。

議長

番号6の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員

地区担当推進委員の櫻田です。

こちらは、家族4名更新の申請となります。

申請者は、現在、水稲52haを経営しており、地域を代表する稲作農家です。

今後、経営の規模拡大、維持を図り、ドローン等の最新機器の導入や乾田直播栽培の新技术等の拡大により、より経営の効率化を目指したいとのことでした。農業分野においても、

地元千葉県下のみならず、全国の主要稲作農家等のネットワーク交流も頻繁に行い、日々最新情報の獲得に努めておられるということです。地区でも大きな稲作農家で、後継者もしっかりとしていますので、何ら問題はありません。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 番号7の報告を今宮推進委員に求めます。

今宮推進委員 地区担当推進委員の今宮です。

番号7について説明いたします。

この方は、就農してもう17年たっていて、ネギと水稻を複合経営しております。

やる気のある方で、何ら問題ないと思われるので、よろしく申し上げます。

議長 番号8の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員です。

申請番号8について説明いたします。

更新です。

複合経営で酪農と稲作を行っています。妻と2人で酪農の複合経営を行っていますが、現況の施設を最大限活用し、飼養頭数を経産牛30頭に規模拡大するということでした。

また、周りに住宅地があるため、自分が本人に確認しました。牛のふん尿の処理は、自分の施設で拡散機を使い堆肥をつくっているそうでございます。よろしく願いいたします。

議長 番号9の報告を小川推進委員に求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。

番号9について説明いたします。

新規でブドウです。

この方は数年前、蓮沼のほうに土地を借りまして、私どもで、それからの交流がありまして、ブドウの栽培についての植付けからかん水の施設から、いろいろな工事関係を私に相

談しながら、今現在でも交流がありまして、今、一生懸命、妻と2人でやっております。

去年からブドウが本格的に、シャインマスカットが販売できるようになりましたので、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 番号10の報告を加瀬推進委員に求めます。

加瀬推進委員 隣接地区担当推進委員の加瀬です。

更新の申請です。

ふだんから妻と両親を含め4人で水稻を行っております。まだまだ若いですし、ふだんから稲作りに研さんしているということで聞いております。

頑張っておりますので、何ら問題はありません。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 番号11、12及び13の報告を椎名推進委員に求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。

番号11番について御説明いたします。

11番は更新です。

申請者につきましては、地域のリーダーとして一生懸命頑張っている方でありまして、最近になり長男の方も一緒になり、水稻、トウモロコシ、ブロッコリー等、一生懸命やるようになりまして、これからもまだまだ期待ができる方かと思っておりますので、御審議のほうよろしく願いいたします。

12番について御説明いたします。

新規です。

申請者につきましては、ちょっと年齢がいておりますが、最近、この申請者の父親がけがをしまして、それを機に、今度、実家の手伝いを始めるということで、今回の新規の申請になりました。

もともと地元に対しても一生懸命やってくれるお宅ですので、今後、ますます頑張っていただけたと思いますので、御審議のほうよろしく願いいたします。

13番について御説明いたします。

更新の申請です。

最近、イチゴよりも田んぼのほうに重点を置いて頑張っている方で、最近はいろいろと機械のほうも更新し、スマート農業ではないですけども、そういう方向で、なるべく1人で頑張れる体制を整えたいということで、今、一生懸命頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 番号15の報告を川島推進委員に求めます。

川島推進委員 番号15、こちらは更新になります。

現在、本人と弟、長男、次男、そして次男の妻の5人で水稲の経営を行っています。

農地が点在しているため、区画を拡大し、連担化しながら集積を図るということです。よろしく願いします。

議長 番号1から13まで及び15について、推進委員の報告が終わりました。

御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 御意見なしと認めます。

採決いたします。番号1から13まで及び15については意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。番号1から13まで及び15については、意見なしと決定いたしました。

番号14を審議いたしますので、林委員の退席を求めます。

(林委員 退室)

議長 番号14の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。

申請番号14について説明いたします。

更新です。

複合経営で、スイカ、トマト、畑を経営されまして、現状は85a、目標は25a増えて約110aでございます。

本人と妻の2人で施設と露地野菜の経営を行っています。

スイカ、トマトについては、病害虫や土壌病害による収量低下があるため、土壌消毒と資材投入による被害の軽減と収量増加を目指しています。一所懸命働いていますので、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 御意見なしと認めます。
採決いたします。番号14は意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。番号14は意見なしと決定いたしました。
林委員の案件が終わりましたので、同委員は入室願います。

(林委員 入室)

議長 番号16を審議いたしますので、齊藤委員の退席を求めます。

(齊藤委員 退室)

議長 番号16の報告を椎名推進委員に求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。
16番について御説明いたします。
更新です。
申請者につきましては、息子さんが始めるに当たり、家族協定を結び、今後の農家の在り方について一生懸命やっておられる方ですので、ますます期待ができる方だと思います。
審議のほどよろしく願いいたします。
以上です。

議長 推進委員の報告が終わりました。

御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見なしと認めます。

採決いたします。番号16を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。番号16は意見なしと決定いたしました。

齊藤委員の案件が終わりましたので、同委員は入室願います。

(齊藤委員 入室)

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

状況の説明を高宮推進委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。

先ほども紹介しましたが、新規就農者です。

何か問題が起きれば、しっかりやっていきますと言っていますので、よろしく願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見なしと認めます。

採決いたします。本議案を意見なしとすることに御異議の

ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。

以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長

その他の件について、皆様からの御意見ございますでしょうか。

◎閉 会

議長

御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。